

QH3 まちなみ・生態系を豊かにする

1. まちなみ・景観への配慮

評価内容

周辺のまちなみや景観に調和するように配慮する取組みや、より良好な景観形成を図る積極的な取組みについて評価する。

評価レベル

レベル	基準
レベル1	周辺のまちなみや景観に対して配慮が行われておらず、まちなみや景観から突出し、調和していない。
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	周辺のまちなみや景観に対して配慮しているが、レベル4は満たさない。
レベル4	評価する取組み1を行っている。または評価する取組み2の①～⑤のいずれか2つを行っている。
レベル5	評価する取組み1を行った上に取組み2の①～⑤のうちいずれか1つを行っている。または、評価する取組み2の①～⑤のうち、いずれか3つ以上を行っている。

評価する取組み

No.	分類	取組み
1	近隣住宅・街区との調和	以下の要素が近隣の住宅地景観から突出せず、連続或いは調和させている。 ・住宅本体の配置(特に前面道路との関係) ・住宅本体の高さ・屋根形状 ・住宅本体の外壁・屋根の色彩 ・接道部の塀・垣、緑 ・その他、カーポート、屋外設備、物置などの配置、色、形状
2	まちなみ・地域景観への積極的な配慮	① 庭のつくり方や植栽の樹種、配置に、地域のまちなみに寄与するような配慮がされている。 ② 照明・ファニチュア・塀・垣などにより、道や通りを演出し、景観形成に寄与している。 ③ 建築設備機器・ゴミ収集設備などをルーバーや植栽などで目立たない工夫をしている。 ④ 建物意匠や外構計画により、場所に応じた演出をしている。 ⑤ 柏市景観計画における景観重点地区にあり、景観重点地区の景観形成基準に基づいた届出を行っている。

【加条件の有無】

※無し

【条件によるレベルの変更】

※無し

【評価対象外】

※無し



解説

本項目では、まちなみ・景観に関する「美しさ」は評価対象としていない。

なお、計画にあたっては、「柏市景観計画」における、共通ガイドライン及び地域別景観形成ガイドライン(都市計画課)に従い、景観に配慮した取組みを行うこと。

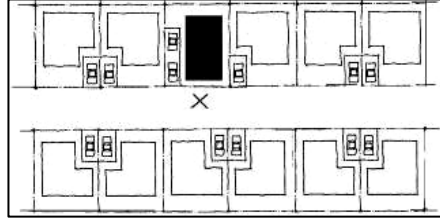
＜評価の考え方＞

評価される取組みについては、以下に示す例から該当するレベルを判断する。

- 1) 「取組み1」は、計画地が接する街路沿道や敷地を取り囲む近隣住宅や街区のまちなみや景観と計画建物を調和・連続させる取組みを実施している場合に評価する。
既存の周辺街路のまちなみに連続性や特色のない場合、或いは、好ましくない傾向がある場合においては、「取組み2」により評価する。

※「取組み1」を満たしていない事例

- ・住宅本体の配置が、近隣の住宅の配置から突出している例。



- ・住宅本体の屋根形状、及び色彩が、近隣の住宅の配置から突出している例。



- ・接道部の塀や垣などが、近隣の住宅地・自然景観から突出している例。



- 2) 「取組み2」の①～④とは、まちなみや景観への積極的な取組みや、場所の特性を活かした演出効果など、景観形成に寄与した取組みとする。住宅の外観や外構の意匠、照明の演出、駐車スペースの修景などにより、街並みにアクセントをつける積極的な取組みも指す。
柏市においては以下などを実施している場合、取組みを行っているとして評価できる。

①庭のつくり方や植栽の樹種、配置に、地域のまちなみに寄与するような配慮がされている。

- ・ 郷土樹種※による緑化
- ・ 地域の景観木(シンボル樹)の植栽
- ・ 地域の特色のあるフラワーの植栽
- ・ 食餌木など生物の生息環境に配慮した緑化
- ・ 連続した緑の形成

※郷土種： その土地に昔から存在していた生物種(本項では植物種)

柏市の郷土種

区分	樹種
高木	アカシデ, アカマツ, イヌシデ, エゴノキ, エノキ, カキノキ, クヌギ, クマシデ, ケヤキ, コナラ, コブシ, シラカシ, シロダモ, スダジイ, チャノキ, ハンノキ, ホオノキ, ミズキ, ムクノキ, ヤマモミジ
中木	アオキ, イボタノキ, ツリバナ, ニシキギ, マユミ, ヤブツバキ
低木	ウツギ, ガマズミ, クコ, クサボケ, センリョウ, ナワシログミ, ヒサカキ, マンリョウ, ムラサキシキブ, ヤツデ, ナツグミ

- ④建物意匠や外構計画により、場所に応じた演出をしている
- ・ 柏市らしさのある色彩景観(地域の基調とするシンボルカラー、アクセントカラーの導入)
 - ・ 建物と外構との一体的デザインによる特色のあるまちなみ景観形成への配慮
 - ・ 地域素材の活用によるデザインの配慮
 - ・ 統一的なまちなみアクセントの導入(地域の景観木等)
 - ・
- 3) 「取組み2」の⑤は、柏市景観まちづくり条例に基づいた景観重点地区での届出を行っていることとする。
- 柏市では、重点的に優れた都市景観を創り、または保全する必要があると認める4地区を重点地区として指定している。この重点地区では景観形成基準を定め、建築行為等について届出により基準に基づいた景観誘導を進め、景観に配慮したまちづくりを行っている。これらの届出義務の遵守や、基準への適合状況により評価する。

「景観重点地区」(H22.3 末現在)

- ・ 柏の葉キャンパス駅周辺景観重点地区
- ・ 柏の葉一丁目景観重点地区
- ・ 柏の葉三丁目景観重点地区
- ・ 柏の葉三丁目第二景観重点地区

【建築物・工作物の外壁における落ち着いた色彩の代表例(参考)】

柏市景観まちづくり条例に基づく重点地区の景観形成基準に示される「落ち着いた色彩の代表例」を参考として示す。

配号の考え方

色見本
印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは若干異なります。
上段：日本塗料工業会色見本番号
19-80C
10YR8.0/1.5
下段：マンセル値

【落ち着いた色彩の代表例】

建築物の基調色は周辺の街並みに使用されている色彩を参考に、近い色相(色合い)や色調(明度や彩度)の色彩としましょう。

色相(いろいろあい)

無彩色	YR(黄赤)	Y(黄)	GY(黄緑)	G(緑)	BG(青緑)	B(青)	PB(青紫)	P(紫)	RP(紫赤)	R(赤)
N-90 N90	15-80A 5YR9.0/0.5	19-90A 10YR9.0/0.5	35-90A 5GY9.0/0.5	45-90A 5BG9.0/0.5	65-90A 5PB9.0/0.5	75-90A 5PR9.0/0.5	85-90A 5RP9.0/0.5	95-90A 5R9.0/0.5	05-90A 5RP9.0/0.5	05-80A 5R9.0/0.5
N-85 N85	15-85B 5YR8.5/1.0	19-85C 10YR8.5/1.5	35-85A 5GY8.5/0.5	45-85A 5BG8.5/0.5	65-85A 5PB8.5/0.5	75-85A 5PR8.5/0.5	85-85A 5RP8.5/0.5	95-85A 5R8.5/0.5	05-85A 5R8.5/0.5	05-80B 5R8.0/1.0
N-80 N80	15-80B 5YR8.0/1.0	19-80F 10YR8.0/3.0	35-80B 5GY8.0/1.0	45-80B 5BG8.0/0.5	65-80A 5PB8.0/1.0	75-80B 5PR8.0/1.0	85-80B 5RP8.0/0.5	95-80B 5R8.0/1.0	05-80B 5R8.0/1.0	05-70B 5R7.0/1.0
N-75 N75	15-75B 5YR7.5/1.0	19-75D 10YR7.5/2.0	35-75A 5GY7.5/0.5	45-75A 5BG7.5/0.5	65-75A 5PB7.5/0.5	75-75A 5PR7.5/0.5	85-75A 5RP7.5/0.5	95-75A 5R7.5/0.5	05-75B 5R7.5/1.0	05-70R 5R7.0/1.0
N-70 N70	15-70D 5YR7.0/2.0	19-70F 10YR7.0/3.0	35-70A 5GY7.0/0.5	45-70B 5BG7.0/1.0	65-70B 5PB7.0/1.0	75-70B 5PR7.0/1.0	85-70B 5RP7.0/1.0	95-70B 5R7.0/1.0	05-70R 5R7.0/1.0	05-60R 5R6.0/1.0
N-60 N60	15-60D 5YR6.0/2.0	19-60F 10YR6.0/3.0	35-60B 5GY6.0/1.0	45-60B 5BG6.0/1.0	65-60B 5PB6.0/1.0	75-60B 5PR6.0/1.0	85-60B 5RP6.0/1.0	95-60B 5R6.0/1.0	05-60R 5R6.0/1.0	05-50R 5R5.0/1.0
N-50 N50	15-50F 5YR5.0/3.0	19-50H 10YR5.0/4.0	35-50B 5GY5.0/0.5	45-50B 5BG5.0/1.0	65-50B 5PB5.0/2.0	75-50B 5PR5.0/2.0	85-50B 5RP5.0/1.0	95-50B 5R5.0/1.0	05-50R 5R5.0/1.0	05-40R 5R4.0/1.0
N-40 N40	15-40D 5YR4.0/2.0	19-40F 10YR4.0/3.0	35-40B 5GY4.0/1.0	45-40B 5BG4.0/1.0	65-40B 5PB4.0/1.0	75-40B 5PR4.0/2.0	85-40B 5RP4.0/1.0	95-40B 5R4.0/1.0	05-40R 5R4.0/1.0	05-40R 5R4.0/1.0

落ち着いた色彩
色調(明度や彩度)



庭木が映える住宅地景観へ

植物のみどりの色

【外壁の基調色として避けたい色彩代表例】
季節の移ろいが色濃く感じられる街並みを整えるため、鮮やかな色彩はガーデニングの花や新緑、紅葉などに譲り、建築物の基調色には、以下の色彩は避けましょう。

避けたい色彩												
15-60V 5YR6.0/1.2	17-70X 7.5YR7.0/1.4	19-60T 10YR6.0/1.0	19-75X 10YR7.5/1.4	22-80V 2.5YR6.0/1.2	25-70T 5Y7.0/1.0	35-70V 5GY7.0/1.2	45-40P 5B4.0/8.0	55-50P 5B6.5/8.0	75-30P 5PB3.0/8.0	82-40T 2.5P4.0/1.0	95-50V 5.0RP5.0/1.2	05-40X 5R4.0/1.4

※この色見本は、印刷による色再現のため、実際の色彩とは若干異なります。これを参照し、実際の色を色票でご確認下さい。

QH3 まちなみ・生態系を豊かにする

2. 生物環境の創出

2.1 敷地内の緑化

評価内容

敷地内の緑化を、外構面積に対する緑化面積の比率で評価する。

評価レベル

レベル	基準
レベル1	レベル2を満たさない。
レベル2	外構面積の20%以上の緑化面積を確保している。
レベル3	外構面積の30%以上の緑化面積を確保している。
レベル4	外構面積の40%以上の緑化面積を確保している。
レベル5	外構面積の50%以上の緑化面積を確保している。

【加点条件の有無】

※無し

【条件によるレベル変更】

※無し

【評価対象外】

※無し



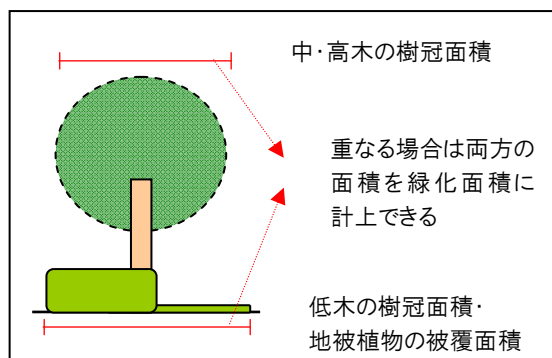
解説

一般に都市部と郊外では、確保できる外構面積の規模や緑化の難易度が異なる。このため、ここでは用途地域により指定される建蔽率を指標として立地毎の想定外構面積を求め、その中で緑化面積の比率で評価を行う。緑化面積の比率は次の式で算出する。

$$(\text{緑化面積の比率}) = (\text{緑化面積}) / (\text{想定外構面積})$$

$$\text{ここで (想定外構面積)} = (1 - \text{指定建ぺい率}) \times (\text{敷地面積})$$

- ・緑化面積には、樹木や地被植物の面積のほか、屋根や壁面の植栽面積や池などの開放水面の面積を加えることができる。
- ・中・高木の樹冠と低木の樹冠・地被植物が重なる場合は、その両方を緑化面積に算入することができる。ただし、中・高木同士、低木・地被植物同士の重なりについては面積に重複して参入することはできない。



高木と低木が重なるように植栽した例

なお、植栽樹種・草本種を選択する場合は、地域の生態環境を保全し、地域の自然環境のもとに育まれてきた固有の地域景観を継承する観点から、できるだけ郷土種や自生種を採用することが望ましい（「LR_H3.2.2 既存の自然環境の保全」の項参照）。

【緑化面積の算定方法の詳細】

CASBEE 柏[戸建]では、開発行為に伴う緑化基準（柏市緑化指導要綱第 3 条、公園緑政課、宅地課）に基づき、次のように算定する。なお、算定にあたっては、柏市緑化指導要綱により、ビャクシン類（カイズカイブキ等）の植栽は禁止されており、緑地面積に含まない。

①地上の緑地面積

樹木（高木・中木・低木）による緑地面積は、成長時の樹冠投影面積とする。地被植物の面積は、成長時に被覆する面積（地被植物で覆うことを計画した範囲の水平投影面積）とする。

※樹冠面積の算定方法

開発行為に伴う緑化基準で用いられる樹木の区分に従って、CASBEE 柏では次のような算定方法とする。

ア. 計画時の樹冠面積の算定

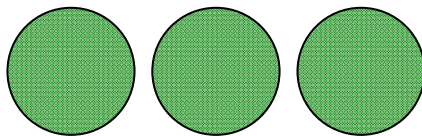
樹冠面積の算定方法は下表のとおりとする。

表 樹冠面積の定義

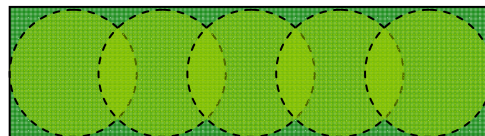
樹木区分	植栽時樹高	成木時樹高	樹冠面積
高木	2.5m 以上	5m 以上	$\pi \times (H \times 0.7 / 2)^2 \text{ m}^2$
中木	1.2m 以上	3m 以上 5m 未満	3m ²

イ. 樹木の樹冠面積の算定

樹木が対象となる場合は、実際の樹冠の水平投影面積を計測する。この場合、複数の樹木が平行して林立し、樹幹が重なり合っている場合などは以下の方法により樹冠面積を求める。



樹冠が重なっていない場合：
（各樹木の樹冠面積の合計）



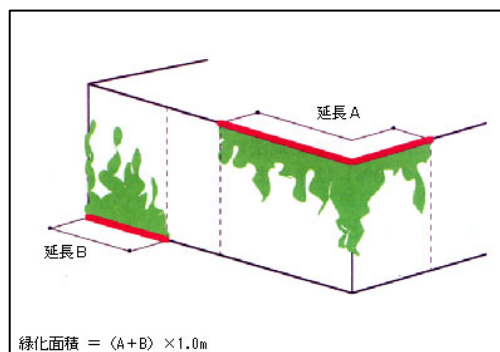
樹冠が重なっている場合：
（樹冠の外周を直線で囲んだ面積）

②屋上の緑地面積

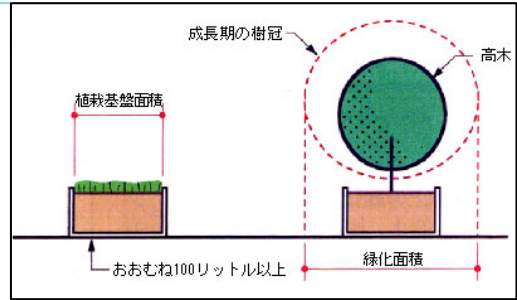
樹木と地被植物を植栽した植栽基盤の面積を緑地面積とする。ただし、成長時の樹冠が植栽基盤外に及ぶ場合には、基盤外の樹冠投影部分を緑地面積に含めることができる。

③壁面の緑化面積

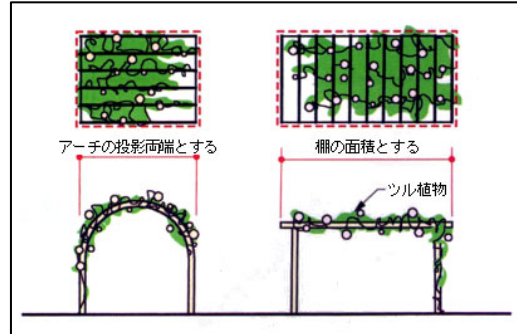
直立している壁面については、緑化しようとする部分の水平延長に 1m を乗じた面積とする。傾斜した壁面では、緑化しようとする部分の水平投影面積とする。地上から登坂させる緑化、屋上等壁面の上部から下垂させる緑化、壁面の植栽基盤を設置して行なう緑化も全て上記の面積算定とする。なお、同一壁面において、上記のいくつかの手法を併用して緑化する場合には重複して面積算定することはできない。ベランダ、バルコニーの壁面も同様である。



- ④可動式植栽基盤(プランターなど)の緑化面積
 地上や屋上に、可動式植栽基盤を用いる場合は、容量がおおむね 100 リットル以上のものを対象とし、植栽基盤の面積を緑地面積とする。ただし、成長時の樹冠が植栽基盤外に及ぶ場合には、基盤外の樹冠投影部分を緑地面積に含めることができる。また、壁面緑化に使用する場合には、壁面緑化の算定方法を適用する。



- ⑤棚ものの緑化面積
 地上や屋上に、棚ものを設置する場合は、ツル植物が成長時に棚を被覆する面積(ツル植物で覆うことを計画した範囲の水平投影面積)とする。



- ⑥生垣の緑化面積
 生垣の長さに幅を乗じた面積を緑化面積とする。
 ただし、生垣の幅は 0.6mとして算定し緑化面積とすることができる。

語句の説明

【樹木】

樹木は、高木と低木、低木をいい、竹類を含む。

高木とは、幹が通常単幹で太くなり、枝状とは明確に区別され、樹高が高く伸びる樹木をいう。ここでいう高木の樹高については明確な基準がないが、植栽時の樹高が 2.5m を超えるものとする。

中木とは、一般的に樹高が 2m から 3m 程度の樹木をいうが、ここでいう中木の樹高については、植栽時が 1.2m 以上で成長時には概ね 2m 程度になるものとする(成長時に 3m 以上となる場合は高木として扱う)。

低木とは、十分に生育しても高く成長しない樹木で、通常は幹が発達しない株立状のものが多いが、幹が単一で株立状にならないものもある。ここでいう低木の樹高については、概ね 2m に達しないものとする。

【地被植物】

地被植物は、芝、リュウノヒゲ、アイビー類、ササ類、シダ植物など、地面を面的に覆うものをいう。

【棚もの】

棚ものは、フジ棚、ブドウ棚、へちま棚など棚状に植物を仕立てるものをいい、アーチ状のものも含む。

【植栽基盤】

樹木や地被植物の生育基盤となり得る一定の厚みをもつ土壤等をいう。

【可動式植栽基盤】

可動式植栽基盤は、プランターやコンテナなどの容器に土壤等をいれて移動が可能な植栽基盤としたもので、安定的に設置する、容量が概ね 100 リットル以上のものを対象とする。

【樹冠・樹冠投影面積】

樹冠とは、樹木の上部についている枝と葉の集まりであり、樹冠投影面積は、樹木が成長した時点を想定した樹冠(成育時の樹冠)の水平投影面積とする。

【成育時の樹冠】

計画者が想定する、植栽後約 10 年を経過した、樹冠の成長範囲をいう。

【地上・屋上・壁面】

地上は、地面と一体となっている人工地盤を含む。

屋上は建物の屋根の部分であり、バルコニーやベランダの床面を含む。

壁面は、建築物の外壁面であり、バルコニーやベランダの外壁面を含む。

【開放水面】

池、せせらぎ等

QH3 まちなみ・生態系を豊かにする

2. 生物環境の創出

2.2 生物の生息環境の確保

評価内容

生物の生息・生育に寄与する取組みを評価する。

評価レベル

レベル	基準
レベル1	特に配慮なし。
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	評価する取組みの1～5のうち、何れか1つ以上に取組んでいる。
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	評価する取組みの1～5のうち、何れか3つ以上に取組んでいる。

評価する取組み

No.	取組み
1	<移動経路の確保> 野鳥等が地域の中を移動することができるよう緑を連続させることに取組んでいる。
2	<餌場の確保> 野鳥等が餌とすることができる食餌木を植栽すること等に取組んでいる。
3	<住み処・隠れ場の確保> 野鳥等が隠れたり営巣したりできる空間の確保に取組んでいる。
4	<水場の確保> 野鳥等が水を飲んだり水浴びができるような水場の確保に取組んでいる。
5	<多孔質な空間の確保> より小さな生き物が生息・生育できるよう多孔質な資材を活用している。

【加点条件の有無】

※無し

【条件によるレベル変更】

※無し

【評価対象外】

※無し



解説

国では、生物多様性国家戦略を掲げ、国土における生物環境保全のための取組みを推進している。このため、住宅においても、特に市街地における緑のネットワーク化による生物の生息・生育環境の保全・創出に寄与することが望まれる。

計画地周辺に豊かな生物環境が認められる場合はもちろん、現状では豊かと認められない場合でも、将来にわたり地域で進む建て替え・更新にあわせ生物環境が改善されていくことに計画地が寄与できるよう、積極的に取り組むことが望ましい。

本項目では指標とする生き物として主に野鳥を想定している(野鳥以外の生き物を想定した取組みでも構わない)。野鳥の存在は、その地域の生態系の状態を知るバロメーターのひとつであり、住まいづくりの場に野鳥等と共生できる空間をしつらえることで、地域環境との親和性を高めることができる。

計画するに当たっては、地域に生息する生き物(野鳥、チョウ、トンボ、カエル、セミなど)が移動できる緑や水の連続性・ネットワーク(飛石状のものを含む)の状況を調査・確認し、外構計画等に反映させることが望ましい。

1) 移動経路の確保

緑が連続していると、それを通り道にして生き物が移動する。野鳥は樹木の樹冠をわたり、チョウは緑を伝うように移動する。コオロギなどは低木の足元や草の中を隠れるように移動する。高木と高木の間に、低木や生垣などを適当な間隔で配し、緑を連続させることが望ましい。

2) 餌場の確保

多種多様な樹を植えると、それぞれの花の蜜や実などをエサとする様々な生き物の生息を促すことができる。できれば、3種類以上の花や実を付ける樹木や草本を植えることが望ましい。

例 野鳥：野鳥はその種ごとにえさを取る場所が異なり、高木・中木・低木・下草など多階層の実のなる植物を用意すると、多種の野鳥を誘うことができる

チョウ：幼虫は種によって特定の植物の葉をエサにする。成虫のチョウは花の蜜のほかに、樹液、果実の発酵したものなどをエサとする。多くの成虫のチョウに利用してもらうためには、できるだけ長期間にわたり蜜源となる植物の花が次々と咲くように開花時期を考えて植物を組み合わせることが望ましい。

3) 住処・隠れ場の確保

野鳥は大きな木の枝にとまり、食事をし羽を休める。また大きな木を避難場所や飛行時の目印にしたり、枝間や樹洞を子育ての場所とする。下草や落ち葉が積もった部分にはコオロギなどの昆虫の活動場所となる。

ここで大きな木とは、将来樹高を概ね3m以上まで成長させることを見込んだ樹木や 0.6m以上厚みのある生垣とする。

4) 水場の確保

自然の水辺は市街地の中では見つけることが困難であるため、ほんの小さな水場を用意だけでも多くの生きものの生息環境にとって重要な役割を果たす。浅い水であれば野鳥が水浴びし水を飲みを訪れる。流れのない止水池では、トンボやカエルが訪れる。

5) 多孔質な空間の確保

自然石の石積みやじゃかご、ヤシロールマットなどは多くの隙間を作り出し、草花や小さな生き物の生息場所となる。このような小さな生き物が生息すると、彼らを餌とする野鳥も集まってくる。

(参考1)

生物の生息環境に配慮した計画の考え方や手法、具体的な樹種等については、「エコガーデニング協会」のホームページで詳しく紹介されている。

トップページ <http://eco-garden.net/>

日本の自生植物データベース 樹木編

日本の自生植物データベース 地被・つる植物編

野鳥と食餌木データベース

蝶と食草データベース

(参考2) 生物多様性国家戦略と生物保全

国では、環境基本法をはじめとする自然環境保全に関する仕組みを制度化させてきたが、1995年10月には生物多様性国家戦略(以下「戦略」)を策定し、国土における生物環境保全のための取組みを推進してきた。「戦略」では、国土を単なる広がりだけでなく地下から空中、地下水、海洋まで、そして微生物から空を飛ぶ鳥までを国土として捉え、生物多様性を保全することを目指している。また「都市」においても、より豊かな生物相を支えることができる環境を回復する観点から、都市内に残る貴重な自然環境をネットワーク化することが重要であり、残された自然環境の適正な保全に合わせ、緑の基盤(グリーン・インフラ)を積極的に整備することにより、自然の生態系とも一定の均衡を保持し小動物の生息環境を確保、自然と共生した生活環境の形成を推進する必要があるとしている。

国土における生物の多様性に関する政策等については、「環境省自然環境局生物多様性センター」のホームページで詳しく紹介されている。

<http://www.biodic.go.jp/index.html>

QH3 まちなみ・生態系を豊かにする

3. 地域の安全・安心

評価内容

居住周辺地域への防災性・防犯性を向上させるための対策について評価する。

評価レベル

レベル	基準
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	評価する取組み1～4のうち、何れの手法も採用していない。
レベル4	評価する取組み1～4のうち、何れかの手法を採用している。
レベル5	評価する取組み1～4のうち、2つ以上の手法を採用している。

評価する取組み

No.	取組み
1	避難路・消火活動空間の確保
2	防火性の高い植物の植樹
3	見通しの確保
4	その他

【加点条件の有無】

※無し

【条件によるレベルの変更】

※無し

【評価対象外】

※無し



解説

本項目では、地域への防災性・防犯性に対する取組みを評価対象とする。

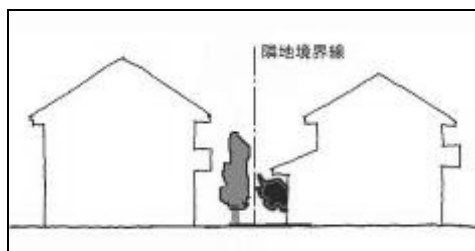
1) 避難路・消火活動空間の確保

避難路の基本的性能は、災害時の避難者の安全な通行の確保と、災害による火災の消火活動を妨げないことである。オープン外構化や生垣・軽量フェンスによる緑化、工作物の配置、落下物の配慮などによる災害時の避難の妨げをしない取組みを評価対象とする。

2) 防火性の高い植物の植樹

木造住宅密集の市街地など、火災の怖れのある地域において、隣地境界部や接道部の緑化は、焼け止まり、延焼遅延などの効果がある。以下の手法を評価対象とする。

- ・ 防火性の高い樹種(次頁表参照)を隣家の出火場所となりやすい場所(台所など)や建物の窓近くに生垣植栽(植え付け間隔は2mに1本)を密に列植した場合。
- ・ 防火性の高い樹種で高さ1.5m-1.8mの生垣を作った場合。



植物の防火性の特徴

- ・ 常緑樹・水分を多く含む葉の厚い植物は防火力が大きい。
- ・ 代表的なものとして、サンゴジュ、カシ類、シイ類、イヌマキなど、以下に表記する。

植物の防火性

防火力	樹 種
大	イヌマキ、コウヤマキ、コウヨウザン、スダジイ、アカガシ、シラカシ、タブノキ、ヤブニツケイ、モチノキ、クロガネモチ、ネズミモチ、シャリンバイ、カナメモチ、ヤマモモ、タラヨウ、ツバキ類、サザンカ、モッコク、サカキ、シキミ、キョウチクトウ、サンゴジュ、マサキ、アオキ、ヤツデ、ユズリハ、ヒメユズリハ、カラタチ、フクギ
中	ヒノキ、サワラ、イチイ、イチヨウ、マテバシイ、ウバメガシ、カシワ、ヒイラギ、ミズキ、イチジク、センダン、ユリノキ、キリ、アオギリ、プラタナス、ヒサカキ、トベラ、イヌツゲ、クチナシ、アジサイ、ツツジ類、ハコネウツギ

(出典：只木良也・吉良竜夫編「ヒトと森林-森林の環境調節作用」)

3) 見通しの確保

周辺地域・近隣の防犯のため、接道部の塀、柵、又は垣などは、住宅、道路、相互に見通しの利く構造であることを評価する。一般にこの高さは 1.2m～1.6m程度とするが、高木については、視線の上に樹冠のあるものを選定するなどの配慮を評価対象とする。

また、夜間において人の行動が視認できる照度の確保として、センサー付きの外灯、門灯などの設置も評価の対象とする。

4) その他

その他、立地の状況により災害時に危険とされる場所や、地域の特性により特に注意される災害(例：河川の氾濫、地盤災害(土砂崩れ等)の危険区域、津波対策)に対する取組みを評価する。また、地域の条例や計画などで、防災・防犯についての取組みがされている場合も含む。

QH3 まちなみ・生態系を豊かにする

4. 地域の資源の活用と住文化の継承

評価内容

地域に根付いている住文化を積極的に継承する取組みや、地域の木材資源を活用し山林環境を保全する取組みなどを評価する。

評価レベル

レベル	基準
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	評価する取組みの1～5のうち、何れにも取組んでいない。
レベル4	評価する取組みの1～5のうち、何れか1つ取組んでいる。
レベル5	評価する取組みの1～5のうち、何れか2つ以上取組んでいる。

評価する取組み

分類	No.	取組み
地域の住文化の継承	1	地域で育まれてきた住宅や庭づくりの構法・意匠・技術を採用している。
	2	地域を象徴する庭園等の保全や、地域の住文化を象徴する住宅等建物の保存・復元をしている。
	3	住宅の構造材や内外装材、外構資材に地域性のある材料を一部使用している(地域の山林から産出される木材を除く)。
地域で産出される木材資源の活用	4	住宅の構造躯体に、地域の山林から産出される木材資材を積極的に活用している。
	5	住宅の内外装材・外構資材に、積極的に地域の山林から産出される木材資源を活用している。

【加点条件の有無】

※無し

【条件によるレベルの変更】

※無し

【評価対象外】

※無し

解説

本項目においては、地域の住宅文化を継承する取組みや、地域で産出される木材資源を積極的に活用することによる地域の山林環境の保全に資する取組みを評価する。

【取組み分類: 地域の住文化の継承】

地域の自然環境や風土などの下に育まれてきた地域独特の住宅様式や住環境を積極的に継承する取組みを対象とする。

- 1 地域に伝わる、あるいは風土に根ざした住宅形式・構法・意匠や技能(京都のまちやや、置き屋根、兜造りの民家など)や、庭の構成と外構・植栽計画に取組んでいるものを対象とする。
- 2 地域の住宅文化を象徴する庭園や住宅建物等の保全や保存、復元に取組んでいるものを対象とする。地域に長くある巨樹・巨木の保全、史跡などを保全することも評価される。
- 3 地域性のある材料とは、その地方や地域で伝統的に使用されてきた材料や、地場産業に由来する材料など、その地ゆかりの材料等をいう。これらのような地域で昔から広く手に入れることができた素材を用いることにより、建物や構造体を落ち着いたなじみやすい色彩とし、より既存のまちなみとの調和を

図る取組みや、地域の住宅文化を支える産業の活性化を図る取組みを評価する。地域性のある素材を外装材や塀などに使用して地域の景観形成に貢献している事例として、芦屋市の御影石の住宅地、外泊(愛媛)石垣の集落などがあげられる。ただし、地域の山林から産出される木材資源については取組み4、5で評価するため、こちらでは除外する。

【取組み分類:地域で産出される木材資源の活用】

我が国の住宅建設においては、古代より山林の木材をなじみのある親しみやすい生物材料として利用してきた。しかし、今日では山林から産出される木材資源が十分に活用されないことなどから更新が進まず、また十分な管理がされないため、山林環境が悪化している状況にある。

そこで、取組み4、5では、前述の【地域の住文化の継承】に掲げた目的に加え、特に地域の山林から産出される木材資源を積極的に住宅建設に活用することにより、地域の山林環境の再生に資することを目的とした取組みを評価する。

4 住宅の主要構造部に、地域の山林から産出された木材資源を活用したものを対象とする。

5 その他、内外装材や外構部材に地域の山林から産出された木材資源を活用したものを対象とする。

※「地場産材」の地場、「地域で産出される木材資源」の地域とは、計画地が含まれる都道府県と、それに接する都道府県を範囲とする。

ただし、各自治体などで地場産材の利用促進に対する取組みを行っている場合には、その定義に従うものとする。